

ヴァロワ・ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの家政機関

——その規定と運営——

金 尾 健 美

一 はじめに

四代に渡るヴァロワ家ブルゴーニュ公は中世後期の英・仏政治史上では必ず言及される高位貴族であり、またその宮廷文化の栄華や芸術庇護者としての卓見も夙に名高い。ところが、その行政・司法機構や財務機構の分析は通り一遍のものしかなく、十分に解明し尽くされておらずといえる。筆者は数年来その財政、特に第三代フィリップ(位一四一九—一四六七年)のそれ、に関心を寄せているが、収入面、支出面、いずれの面から見ても多くの問題を残し、明快な全体像を提示するまでにはなお相当の時間を要すると思う⁽¹⁾。財政を論じるとは、結局、当該集団の活動を定量的に把握する試みであると

定義付けられようが、一般にその支出の大半が人件費に当てられることには多言を要さぬであろう。もちろん長期的展望にたつて、優秀な人材を登用することは必要不可欠であるが、むやみに寛大さを誇示すれば不要な(すなわち投資効果の低い)支出を徒に増加させるだけになる。効率性を至上目的とする現代の企業でなくとも、組織の抱える問題は根本的には変わっていないのではないかと、という予想は成り立つ。したがってブルゴーニュ公の周辺に参集する人材を把握し、その維持と成長拡大のコストを分析することは決して好古的テーマではなく、むしろ優れて現代的テーマであると信じる。

拙論はブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの側近集団を定性的かつ定量的に分析することを目的とする。彼

らは現代的意味での高級官僚の地位を獲得していたわけではなく、むしろ家政機関の指導層として主君を補佐するという古来の伝統に則った位置付けがなされていたのではなからうか。このような展望に立って、まず一四二六年の宮内府規定令 *ordonnance de l'hôtel* ⁽²⁾ を詳細にすることから始めたいと思うが、その際二つの論点を提起したい。もちろん第一は各部署に配置される人員数とその職務内容である。第二にはそれぞれのメンバーに定められた日当額である。この二点から宮内府規定令の性格がおのずと明らかになるであろう。

次いで、この宮内府規定令発令直後の一四二七年の宮廷全体の支出記録を分析したい。規定と現実がどの程度一致しているか、あるいはどの程度乖離しているかを考察してみたい。そして最後に、勤務形態の実情を詳細にしたいと思う。規定令では交替制が定められているが、それがどの程度遵守されていたか、いなかったか。そしてそのことが何を意味しているのか。以上の点を順に分析してゆきたいと思う。このようにして、ブルゴーニュ公の組織の中核に位置する宮内府を分析することで、当該組織経営全体を理解するある種の展望を得られるので

はないかと思う。⁽³⁾

二 フィリップ・ル・ボン Philippe le Bon の 宮内府規定令による人員構成の検討

四代に渡るブルゴーニュ公の宮内府を規定した法令がすべて現存しているわけではない。その存在が確認され、内容が伝えられているものはごく限られている。拙論はフィリップ・ル・ボン Philippe le Bon の治世に限定するが、彼がシャロレー Charolais 伯であった時期には少なくとも三度、すなわち一四〇七年五月二七日、一四〇九年五月二七日、および一四一五年三月一二日に、父ジャン・サン・ブル Jean sans Peur によってその宮内府の構成が規定された。⁽⁴⁾

フィリップがブルゴーニュ Bourgogne 公位を継承した後は、むしろ彼自身によって、少なくとも七度作成され、発令されたことが知られている。

まず、一四一九年九月一〇日から一四二一年一〇月二日の間に最初の規定令が制定されたと考えられるが、これは一四二一年の帳簿の支払記事⁽⁵⁾から間接的にその存在を推定しうるに過ぎず、具体的な内容は不明である。次

いで一四二六年一月四日に制定された第二の規定令がある。その原本は散佚したが同時代写本が二種現存している。⁽⁶⁾ 第三の規定令は一四三一年四月から一四三二年までの間に制定されたと推定されるが、その存在は一五二〇年作成の目録によってのみ知られる。⁽⁷⁾ 四度目は一四三三年二月二七日に制定されたが原本は散佚。同時代写本が一種のみ現存している。⁽⁸⁾ 続いて一四三八年一月二日、一四四九年四月九日、そして一四五八年十二月三十一日にそれぞれ制定された。⁽⁹⁾

以上が現在知られている宮内府規定令の史料状況である。従って実際にその内容を確認できるのは、二度目の規定令(一四二六年に発令)と四度目のそれ(一四三三年)および五度目のそれ(一四三八年)に限定される。

このように繰り返し発令された規定令は、いずれもポジティブな将来構想を提示したものではない。むしろネガティブな性格を有し、W. Paraviciniによれば、「管理運営や宮廷維持のマニユアル、ないし宮廷作法や儀典のプロトコルというよりも、どちらかと言えば、支出を制限し、宮廷に相応しからぬ寄生者を遠ざけ、奉仕期間、日当、そして給付を定めると言う明白な目的を持った財

政文書⁽¹⁰⁾であるという。つまり財政緊縮のための試算を公表するのがその目的であり、その計算根拠を併せて示した会計文書であると言うのである。この解釈は極めて妥当であり、実際、一四二六年の規定令は、主たる部分は各部署の員数とその勤務期間を定めた部分であるが、その後に各人の日当を定め(後述)、あるいはまた定められた員数を越える従者の引率禁止が謳われていること⁽¹¹⁾がはっきりと確認されるからである。

そこで、やや煩雑になるが、極めて詳細な一四二六年一月作成の規定令⁽¹²⁾を検討してみたい。上述の規定令の性格から考えて、列挙された職務とその員数は宮廷の維持に必要な最低限度と理解されるからである。以下、史料に列挙されている順に、検討してゆくが、全体は八部門に大別されよう。1. 宮内府全体の活動を指導する部門(一から三)。2. 飲・食料の調達と調理及び給仕を担当する部門(四から九)。3. 運搬・連絡及び移動を担当する部門(一〇と一一)。4. 主君の身辺・健康の世話を担当する部門(一二から一五)。5. 経理・書記担当部門(一六から一九、二一、および二八)。6. 司祭(二〇)。7. 主君及び宮廷全体の警護担当(二二

から二四、および二七)。8. 余興担当(二五と二六)である。このうちから4にかけて(四から一五)の三部門が宮内府に委ねられた本来の職務であることは容易に理解されよう。実際、この部門に配される人員が圧倒的に多く、職務も細分されている。⁽¹³⁾

- 一、騎士侍従顧問官 chevalier conseiller chambellan
一〇名。筆頭は Seigneur de Roubaix。以下 Seigneur de Jonvelle, Lourdin de Saligny, Anthoine de Thoulonjon, Pheibert Andrienet, Guyot de Jaucourt, Seigneur de Croy, David de Brimeu (seigneur de Ligny), Roland d'Utterke, Hue de Lannoy の九名で全員が常勤。
- 二、侍従⁽¹⁴⁾ chambellan 一四名。六名一組で、各組三ヶ月勤務。筆頭は Seigneur de Croy。
- 三、宮内次官 maître d'ostel 五名。その筆頭は Guillaume du Bois で常勤。他四名は David de Briemeu (seigneur de Humbercourt), Jacques de la Vieville (seigneur de Norran), Jehan de Busseul, Jehan de Quillanc で、各々三ヶ月勤務。⁽¹⁵⁾ 従

って常時二名が勤務。

- 四、パン焼き役 pannetier 一四名。うち Bastart d'Oye と Jehan de Masilles 両名は各々六ヶ月勤務。他二名は三名一組で各組三ヶ月勤務。さらに、パン焼き局の酒保役 sommelier と二名。
- 五、酌役 echançon 一四名。うち Guillaume de Vichey と Loys de Chantemerle 両名は六ヶ月勤務。他二名は三名一組で各組三ヶ月勤務。さらに、酒保役 sommelier 四名(二名一組)。櫃番 garde huches 樽番 barrillier 補佐 aide 各一名。
- 六、肉切り役 escuyer tranchant 一三名。うち筆頭 Bertrand は通年勤務。他二名は三名一組、各組三ヶ月勤務。
- 七、従僕 valet servant 六名。三名一組の交替制。
- 八、大膳役 cuisinier 四名。Symon Utenhove 他。各人三ヶ月勤務。さらに、調理係 queux 四名。二名一組の交替制。
 - ・ ロースト係 haster ポターシェ係 potagier ポター補助 aides de potaiges 大膳役見習 énfant de cuisine 薪係 buschier 各々二名(交替)

制)。

・厨房護衛役 portier de cuisine 一名。

・運搬係 porteur および雑用係 galopin 各二名(ふずれも指名せられず)。

・ソース係 saussier および補助 varlet de sausse-
rie 各々二名(交替制)。

・大鍋番 varlet de chaudiere 二名(ふずれも指名せられず)。

九、果物役 fruitier 二名。Jean d'Amant と Guillemain

du Bois 他二

・果物役付 varlet de fruiterie 一名。

・運搬役 sommelier 一名。⁽⁹⁾ 灯明持ち varlet qui ten-
dra les torches 一名(指名せられず)。

一〇、馬寮 escurie の従騎士 escuyer 四名。うち二名

は Huguenin du Blé (上半期) および Anthoine
de Villers (下半期)。他二二名は三人一組、各組

三ヶ月勤務。

・馬係 palefrenier 四名。Guillemot de Fontaines
他。

・騎馬通達吏 chevaucheur 二名(交替制)。Jehan

Noel と Guillemain Nanton 他二二名(交替制で
常時四名)

・鍛冶係 mareschal 二名(交替制) および鍛冶付 var-
let de forge 一名。

・徒歩従者 varlet de pié 一名。近習 paige 数名。

・秣係 botteleur 一名。および家畜小屋付 varlet d'es-
table 一名。

・部隊馬係 varlet des chevaux du corps 四名。お
よび軍馬付 varlet de destriers 二名。

・武器係 armeurier および武器車付 aide au chariot
d'armes 各一名。

・輜重役 charois 二名。および二輪荷車係 charretier
一名。

・運搬係 sommier 一〇名。および運搬係付 varlet
de somniers 五名。

一一、先遣役 fourrier 二名(交替制)。Guillaume de
Gonneville と Richart le Galois。

・先遣役補助 aide de fourriere 二名(交替制) およ
び先遣役付 varlet de fourriere 一名。

・水係 sert de l'eau 一名。

- 一一' 小間使 valet de chambre 筆頭二名 (交替制)。
Monnot Machefoing なしその子息^{および}
Amiot Noppe その他^{任意} (勤務期の規定なし、
常時三名)。^{ちふひ}
- ・ 宝飾品係 garde des joyaulx 運搬係 sommelier
de corps 各一名。
- ・ 髭係 barbier 二名 (交替制)。^(二) Maistre Richard お
よび Maistre Jehan なしその子息。
- ・ 仕立係 tailleur de robes 毛皮係 fourreur 各一
名。
- ・ 綴れ織・装飾係 tapisier et garde de la tapisserie
補助 aide d' icelle tapisserie 各一名。⁽⁸⁾
- ・ 靴係 cordouannier (c-) peintre 各一名。
- ・ 衣装係付 varlet de garde robe および補助 aide
de la garde robe 各一名。
- 一三' 菓子役 espicier および薬師 apoticaire 二名 (兼
任で交替制)。⁽⁸⁾ Gilet du Celier ~ Jacot Michiel[°]
- 一四' 医師 chirurgien 一名[°] Henry de Troyes[°]
- 一五' 聴罪司祭 confesseur 一名[°] Monseigneur de Bet-
hleen[°]
- 一六' 宮内府支出担当官 gouverneur de la despense
dudit hostel 一名[°] Guy Guilbaut[°]
- 一七' 宮内財務次官 maistre de la chambre aux Den-
iers[°]。当該部局は廃棄につき欠員。
- 一八' 監査役 controleur 一名[°] Jehan Abonnel, dit le
Gros[°]
- 一九' 喜捨まゝめ役 plaisance aumosnier および補助
sousaumosnier 各一名[°]
- 二〇' 宮内次官付司祭 chapelain des maistres d'ostel
一名[°] および^{ちふひ}
- ・ 礼拝堂付 clerics de chappelle 二名[°]
- 二一' 記録役 clerc d' office 四名 (三ヶ月勤務の交替
制)。⁽⁸⁾ 順に Guillemin Firot, Symonnet le Fournier,
Jehan Pape 最後は Drouet Ridei[°]
- 二二' 武装門衛役 huissier d' armes 八名 (三ヶ月勤務
の交替制)。⁽⁸⁾
- ・ 衛兵 sergent d'armes 二名 (交替制)。⁽⁸⁾ Hennequin
le Camus ~ Hennequin de Fretin[°]
- 二三' 室内警護役 huissier en salle 二名 (交替制)。⁽⁸⁾
- 二四' 門衛 portier 一名[°]

二五、喇叭手 *trompette* 五名。Christoffe 他。吟唱詩人 *menestrier* 五名。Caillet 他。

・道化師 *foi* 二名(指名されず)。

二六、鷹匠 *fauconnier* 三名。Loys Salart 他。鷹匠付き *varlet de faucons* 五名。ちゅうい、

・大鷹匠 *osticier* 二名。Jehan Claux および Heyne de Dressate。

・狩猟付き *varlet de riviere* 三名(指名されず)。

二七、警邏役 *archier* 二名。Jehan d'Arigny 他。

二八、書記役 *secretaire* 七名。Jehan de Gand 他。

以上の八部門、二十八部局に登録された総人員数は三〇〇名に上る。が、そのうち幾つかの部局では交替制が明記されているから、それが規定通りに実施されたとすれば、実働人数は一九二名になる。ただしこれには各人が従える従僕を含んでいない。例えば騎士侍従顧問官はバナレットであれば六名、それ以外は四名の従僕を従えることが認められている。パン焼き役も二名の従僕を従え、それぞれがお仕着せか日当が支給されると明記される。従ってこうした人々までもすべて数え上げていけば、

この規定令の条項を遵守したとしても常時ブルゴーニュ公の周辺で「働く」者は二百数十名に達すると考えられる。

第一部門、すなわち宮内府全体を指導するメンバーは、併記されるようにその多くが諮問官も兼任する。しかし第一、第二部局と第三部局は明らかに性格が異なる。第三部局の *Maitre d'hôtel* すなわち Major Donus は宮内次官と訳出したが、ここに登録される五名こそが宮内府全体の活動を直接に管理監督する職であることは容易に理解されよう。しかし実際上二名(常勤一名と交替勤務一名)で二百名を超えるスタッフを管理監督することは相当の負担であったと想像される。

第二部門はこの宮内府の中心であり、また本来の役割を果たす部門である。つまり飲・食料の調達と調理、及びその給仕に携わるメンバーであり、当然ながら員数も多い。登録員数は九三名(三一パーセント)、実労働四七名(二五パーセント)である。

それに続く人員を擁するのが第三部門である。宮廷全体が移動する際に重要な役割を果たす部門であり、膂力だけでなく機転をも必要とするだろう。登録員数は七六

名で全体の二五パーセントであるが、実労働人数は五二名（二七パーセント）で、第二部門を上回る。

第四部門は人数は少なくとも、主君（宮廷の主催者）の身辺を世話するがゆえに重視されているのか、他の部門に比べて常勤が多い。

交替制が少なく、常勤が多いという点では第五部門も同様である。これは宮内府の実務に携わるメンバーであり、いわば専門職で占められる部門である。特に第二八部局（この長いリストの最後）の書記役は七名と比較的多いにも拘わらず、全員が常勤であった。

さて、宮内府に勤務するすべての人員の手当てが詳細にされているわけではない。明確に規定されるのは従者も含めて食事が供されるか否かであって、金銭の支給が明示されるのは、バナレット騎士侍従顧問官が月額五〇フランで、それ以外の侍従官は月額四〇フラン。宮内次官は四半期に八〇フラン。以上が高額給与所得者である。それ以外では、酌役、パン焼き役、馬寮の従騎士に、各々四半期に五〇フラン。肉切り役筆頭に年額一〇〇フラン。となつてゐるが、次いで明記されるのは聴罪司祭であり、彼には年額一五〇フラン。特殊技能の持ち主た

る医師には年額八〇フラン。吟唱詩人と喇叭手には年額一二〇フラン、と定められているが、これ以外の者たちへの支給額は記載されていない。これらの記載分に人数を掛け合わせて合計すると、年額一三四五〇フラン（つまり一〇七六〇リヴール・パリジ）となる。

このように高額手当を明記した後に「……以上に述べたわが君の宮内府支出と特別支出、即ち、喜捨・慈善、わが君、ならびにその従者の被り物・衣服の仕立、馬、宝飾、麻布、現金ならびに馬の贈答、金糸・銀糸の毛織地、絹地、渉外・外交、通信連絡、その他特別かつ必要なあらゆる支出、を充たすには、四〇フランドル・グロのエキユ貨にて、月に総額六四〇〇エキユ、即ち、上述宮内府の支出に三二〇〇、上述特別支出に三二〇〇、で十分と思われる。」⁽¹⁹⁾という結論が示される。つまり年額に直せば七六八〇〇エキユの支出見込みである。

この宮内府の通常年支出見込み三八四〇〇エキユのうち、上記の高額手当が一〇七六〇リヴール・パリジ（＝エキユ）であるから、この分（四分の一強、二八パーセントに相当）を差し引くと、残額は二七六四〇エキユになる。これをすべて食費に当てたとすれば、常時二五〇

名として一人当たり一一〇・五六エキュ、つまり一日あたり六スーをやや上回る額でしかない。これが宮廷に伺候する人々の食費なのだろうか。

三 宮内府運営の現実

そこで、この支出抑制プランがどの程度実現されたのか、角度を変えて検証してみたい。本来ならば宮内財務部收支勘定簿を史料とすべきであろうが、上述規定令の一六及び一七に明記されているように、この時期、宮内府の財務部は廃止されている。そこでその代替として、事実上、フィリップの家政の支出を記録した帳簿と見なしている総財務收支勘定簿 *Comptes de Recettes Générales de Toutes les Finances* を定量的に分析することとした。ブルゴーニュ公の財務勘定を担当する責任者は総財務收支勘定官 *Receveur général de Toutes les Finances* と呼ばれるが、一四一九年一〇月から一四二八年末まで、十年に渡ってこの職に就いたのはギィ・ギルボー *Guy Guilbaut* であった。

一四二八年一二月一三日付の辞令によりギィ・ギルボーは「通常支出および特別支出統括官 *Conseiller et*

gouverneur-general de la despenses ordinaire et extraordinaire」に任じられる。これはわざわざ彼のために新設された職である。その辞令の中に「過去二年ほど、我らの通常並びに特別の支出をいかにしても抑制せんと欲し、既に数通の勅書を発し、また我らの親愛なるギィ・ギルボー一人を我らの通常かつ特別の支出の総監督官に任ず。この者、長きにわたり我らの総財務收支勘定官を勤め、また我が父の代より財務に専心し、その職務の履行において多大に貢献せり。しかるに日々その重大にして、かつ終わりなき勤めに追われ、まさにそれがために未だ自己勘定すべてを終えることあたわず。爾後、我らの支出の請負と裁量が続けるに僅かなりとも誰か支える者なければ、ついに勘定を終えることならん。かくしてこの者、緊急に請い願いて曰く、我らの支出業務が遅滞なく運行さるべく、その指図を怠ることなきよう、あるいは過つことなきよう、まずは自らの勘定を全うしたしと。また卑しからぬ人物に命じて本職務を委ね、速やかに履行さすべしと。周知のごとく、我らの支出は日に日に増大、多様の一途を辿り、もやはその裁量は一人の手に負えず……」⁽²⁰⁾とある。

この辞令の文面は、一方では我々が理解している宮内府規定令の制定目的を追認すると言えるし、他方では、規定令が何度も制定・発令されているという事実から想像できるように、その目的が十全には達成されなかったことを示唆している。

三― 一 宮内府支出の分析

ギルボーが残した十年分の帳簿はすべて現存している。そこに記録された歳出額は九万から二五万リーヴルと、年によって相当の格差がある。一応、単純年平均を算出すると一七万リーヴルという数値を得るが、この数値を先の規定令の数値七六八〇〇リーヴルと比較して、規定令は支出を半分以上に抑制しようとしてたと論じるのは些か早計の謗りを免れないと思われる。

そこで、上記の宮内府規定令発令直後の実態を知るために、一四二七年の帳簿⁽²³⁾を採り上げて分析してみたい。まず全体として、この年の年間総収入は九万リーヴル⁽²³⁾であり、それに対して年間総支出は一一万リーヴルであった(単純月平均は九一〇〇リーヴル)。よって当期収支は二万リーヴルの支出超過である。ともかくこの年は例

年になく収支ともに縮小しているが、それでも規定令が示す額には遠く及ばない。支出一一万リーヴルの内訳は通常支出が六万リーヴル(単純月平均、四九〇〇リーヴル)、特別支出が五万リーヴル(単純月平均、四二〇〇リーヴル)である。

もう少し帳簿の内容を詳細にしてみたい。帳簿の前半部は収入の部に当てられ、各領邦の勘定官からの振替額を順に記載している。それに対して帳簿の大半を占める後半の支出の部は、まず通常支出と特別支出に大別され、特別支出はさらに科目に応じて、通信連絡、出張・渉外、喜捨・慈善、絹・毛織地の購入、馬の購入、の五章に分けられる。通常支出は毎日の支払いを、特別支出は日を追って、それぞれ丹念に記録しているし、月末締めも怠りなく記載している。そのために各月の小計を求めることが容易であり、それをまとめれば左表のようになる。

一瞥して明らかのように、通常支出、特別支出、いずれも六月分が突出している。これは六月八日の聖霊降臨祭の前後十一日間にわたり、フランス摂政ベッドフォード Bedford 公夫妻がフィリップの宮廷に滞在し、その間の通常支出が七千七百リーヴルを超えることが主たる

表1 Bourgogne 公総財務勘定官 Guy Guilbaut 第9会計(1427年)

	通 常 支 出	特 別 支 出	合 計
	(四半期計)	(四半期計)	(四半期計)
1 月	4,955.77	1,465.73	6,421.50
2 月	3,658.45	1,215.98	4,874.43
3 月	4,065.28 (12,679.50)	3,946.29 (6,628.00)	8,011.57 (19,307.50)
4 月	5,231.20	2,224.13	7,455.33
5 月	3,619.68	4,665.60	8,285.28
6 月	10,362.93 (19,213.81)	14,648.32 (21,538.05)	25,011.25 (40,751.86)
7 月	4,154.60	3,339.89	7,494.49
8 月	5,692.85	6,522.84	12,215.69
9 月	4,986.78 (14,834.23)	5,666.31 (15,529.04)	10,653.09 (30,363.27)
10 月	3,745.62	1,040.43	4,786.05
11 月	3,878.25	1,720.93	5,599.18
12 月	4,936.24 (12,560.11)	4,123.26 (6,884.62)	9,059.50 (19,444.73)
合 計	59,287.65	50,579.71	109,867.36
月平均	4,940.64	4,214.98	9,155.61

・当期の支出総額は、上記支出合計額：109,867.36£にその他の支出額：222.60£を加えた110,089.93£となる。

なお実際の帳簿記載額はやや誤差があり、

	通常支出合計：	59,287.60
	特別支出合計：	50,579.65
	その他：	222.60
収入合計：	89,936.05£	
	支出総額：	110,089.85
	損益：	-20,153.80

原因である。そこで六月の支出は例外的なものであると見なすなら、通常支出の部では最大は八月の約五千七百リーヴルで、最低は二月と五月の三千六百リーヴル超であるから、かなり安定していると言えよう。実際、残り十一ヶ月の平均を取ってみると、通常支出は月に四千五百リーヴルになる。

特別支出もやはりベッドフォード公夫妻の滞在に関連する費用なのか、六月分が膨張している。強いて目立つ支出を挙げれば、当月、公は「ルビー二十粒、大粒の真珠九十粒をあしらった豪華な金細工を一品、ブリュージュの細工師ジャン・パンタンから一二五〇リーヴルで⁽²⁴⁾購入」している。が、他には三月の旅費・渉外支出が一七一〇リーヴル、四月のそれが六〇〇リーヴル、という額が目につく程度で、それ以外には格別目立った出費はない。従ってこの六月を除外すれば、特別支出という変動幅が大きい科目にも拘わらず、実際の支払いは比較的安定していたと言えよう。ここで六月を除いた十一ヶ月の単純月平均支出を求めると、三二七〇リーヴルである。従って、通常支出と特別支出の合計は毎月七七〇リーヴルとなり、六月を含めた通年の月平均よりも毎月二〇

〇〇リーヴル近く少ない額となる。ただし、賓客ベッドフォード公夫妻の接待とそれに伴う支出が宮廷活動として「例外的」と見なすことができるのか否かは検討すべき問題として残る。

この会計記録は月ごとに纏めているが、支払いのずれもあるだろうから、もう少し長い期間をとって比較した方がこの会計主体の性格を見るに適當かもしれない。⁽²⁵⁾そこで、四半期ごとの合計を求めてみる。すると明らかに夏季と冬季とは支出に差が出る。特に特別支出の季節差は顕著で、夏季は冬季の倍になる。支出とは活動の定量的表現と考えることができるから、夏季の宮廷活動は非常に活発であるが、冬季のそれは極端に萎縮していると言えよう。この数値はヨーロッパ世界に対する我々の一般的認識（高緯度のために夏季と冬季とでは日照時間差と温度差が顕著）とよく一致する。そこで、人間がその活動を極端に萎縮させる冬季の支出額が当該集団の生存のための最低消費水準を示唆すると考えて、第一・四半期（一―三月）と第四・四半期（十一―十二月）の六ヶ月の平均を算出すると、通常支出は四二〇〇リーヴルとなり、特別支出は二二〇〇リーヴル、合計六四〇〇リー

ヴルとなる。無論、これは帳簿の一つの解釈ではあるが、このように分析すれば、一四二六年の宮内府規定令の試算(月平均六四〇〇リヴル)は決して無謀とは言えず、おそらく経験的に割り出した必要最小額を示したものと理解することができる。

しかし、結果として実際の支出額が規定令の言わば「最低」見積もり額からかけ離れたものとなってしまった原因はどこにあるのだろうか。もちろん既述のベッドフォード公夫妻に対する相応の接待の問題がある。まったく余裕のない見積り額などおよそ非現実的である。が、それ以外の要因も含んでいるように思われる。一例を挙げれば、一月特別支出の中に「わが君の侍従顧問官、De Croy 殿に、先般の勅書(複数)により彼に定められた手当として、その勅書と彼の受領書とを突き合わせて間違いなく、四〇リヴル⁽²⁶⁾と記載されている以上は、日当は宮内府規定令に準じて各人に支払われたと理解される。すると、延べ人数が当初の見込み(あるいは制限)よりも大幅に増加したことが支出増を招いた第一の原因であろうと考えられる。つまり規定令の目的は達成されたとも、そうでないとも言える。仮に「登録員数」

の削減ないし制限に成功したとしても、仕事量全体が同程度か、もしくは増加しているとすれば、それを消化していくためには、一人当たりの仕事量を増やす以外に方法はなく、結果として延べ人数と日当の総支払額には大きな変化がない、という事態を招くことになるだろう。

三―二 宮内府の位置付け

それでは宮内府の存在は宮廷維持のためのいわば必要悪であって、肯定面を全く持たなかったたのであるうか。一五世紀においては、もはや効率の低い時代遅れの組織でしかなかったのであろうか。しかしそれならば、なぜ規定令は根本的な改変を試みなかったたのであろうか。この問題に対して一つの考え方を提示してみたい。

そのため、この組織の周辺に位置する地位の低い、従って手当も低い者たちに目を向けてみたい。実労働として苛酷なのは二百数十名に及ぶ人員の日々の食料を調達し調理する担当と、必要に応じて宮廷と余所との連絡を担当する者とであろう。ここでは史料上、比較的容易に勤務の実態を把握しうる後者を分析してみたい。規定令制定前後、一四二四年から二七年までを取り上げ、四半

期ごとに区切って通信連絡を担当した者たちの勤務記録を整理してみる。規定令では騎馬通達吏が交替制で勤務を行う、とされるだけで、他の部局のように誰がどの時期を担当するのかは詳細にされていない。が、常時五名で組を作り、うち一名は半年、他四名は四ヶ月程度の勤務を順に遂行するとされていたはずである。しかし実際に帳簿の支払記録を調査すると、規定令の定める員数の倍に相当する十名程度が常時活動していたと理解される。他方、頻繁に受領記録を残す者と、そうでない者との個人差は大きい。一度も記録されない期が確かに存在することもまた事実であるから、それを休暇期と理解してよからう。ただ規定令に見える Jean Noel と Guillaume Nanton の兩名がこの四年分の帳簿の中にまったく記録されていないことはいささか奇妙であるし、逆に支出記録から作成する名簿の中に、規定令でそれと確認できる該当者は一人もない。⁽²²⁾

確かに一四二〇年代後半の緊迫した状況下にあつては、連絡要員の不足、それ自体は事実であつたと思われる。書記役ジャン・ド・ガン Jean de Gand は一四二五年十一月二一日付け、リール会計監査官 gens des Comptes

à Lille の信書で会計院付き騎馬通達吏を長期間引き留めたことを陳謝しているが、⁽²³⁾ こうした事例は枚挙にいとまなく、連絡員の不足という文句が、すべて遅延の口実であつたとは考えにくい。むしろ実際に連絡要員の勤務密度は高まっていたと考えるべきであらう。

ところがそれだけにとどまらず、帳簿の記載を丹念に検討すると、なるほど通信連絡業務の中核は馬寮の騎馬通達吏が担ったことは事実であるが、彼ら以外に多彩な人員が相当数加わっていたことが明らかになる。たとえば「殿下の衛兵 sergent d'armes de monseigneur」という Hennequin le Camus (ADN B. 1933, fol. 149v) や「ガン諮問会の騎馬通達吏 chevaucheur du conseil à Gand」であつた Jehan du Bois (ADN B. 1931, fol. 152R)、「警邏役 archier」の Alardin du Mez (ADN B. 1933, fol. 163v)。また「(フランドル・ブルトゥ領邦勅定官) モーティエ・プーランの補佐 clerc de Gautier Poulain」であつた Arnequin le Wijnt (ADN B. 1933, fol. 151R)、「フロストの市収税吏 receveur de la ville d'Aloust」な Jehan van der Sesse (ADN B. 1933, fol. 160v) さらにはブルゴーニュ公とは直接関係しな

いと思われる「クルトレイ(コルトレイク)市の官吏
clerc de la ville de Courtray」という Percheval Dis-
ghem (ADN B. 1933, fol. 161V)⁷「アラスのバイイ執
達 史 sergeant du bailli d'Arras」であった Pieret
d'Auxy (ADN B. 1933, fol. 161R)⁸といった地方官吏
まで何ら区別なく記載されているのである。⁽²⁹⁾

このように馬寮の騎馬通達吏や下級官吏に限らず、都
市の飛脚や都市役人といったブルゴーニュ公の組織には
直接属さぬ人々までも様々な連絡業務に従事したことが
明らかである。しかも事後的な支払記事や信書の記述に
よる限り、こうした属性の異なる雑多な人々の扱いも対
等であった。つまり通達の種類や内容(機密度、重要度、
緊急度)、宛先による担当特化は認めがたいのである。
例えば「秘密の書簡を運ばせるため、と言う以上は尚書
殿は詳かにされなかったが、ある飛脚にイギリス往復を
託し……」⁽³⁰⁾という一節を見ると、尚書が秘密の信書を、
いわば外部委託で発送したと言えようが、それを例外的
なこととして書きとめたとも思えないのである。

こうした事実を単に組織の不備、現実対応の鈍さ、と
して一蹴してしまうのではなく、むしろ複数の社会カテゴ

リーに属する者たちが区別なく、単一の盟主の回りで同様
の任を担うという開放的な集団構成原理が存在している
と理解するわけにはいかないだろうか。支出削減のみを
優先させて集団を閉ざし、組織の老化を防ぐ新陳代謝と
して将来への人的投資を怠るならば、そのような集団の
将来は自明であろう。ここには財政削減の閉鎖性と人材
登用の開放性という二つの相反する構成原理の併存と拮
抗を読み取ることができるように思われる。

四 終わりに

拙論のテーマは、端的に言えば、中世後期の高位貴族
の行・財政機構の中に宮内府が占める位置を詳細にする
ことであった。やや抽象的な言い方をすれば、法規と現
実のギャップを明らかにすることであった。法令は発令
時点での現実を禁止という形式で否定的に表現するか、
規定という形式で構想を静態的に表現するか、いずれか
であり、団体の活動実態を動的に表現するものではない。
本来的に饗宴的性格を有する宮廷の運営を担うのが宮
内府であり、従って、その支出抑制はたとえ当為として
は必要であっても、異質の論拠に立つと言うべきであら

う。実際、ベッドフォード公夫妻の接待費用は宮廷の支出削減がいかに困難な問題であるかを如実に示していると言えよう。拙論において考察した時期におけるブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの宮内府は、定性的に見れば、つまり規定令で詳細にされた人員構成からみれば、やはり旧態依然とした、まさに旧来の役割を遂行すべき集団であるという以上の何ものでもない。組織と呼ぶにはあまりに単純である。筆頭は全員常勤の侍従顧問官であること、書記役に比較的多数の人員が常勤で指名されていること、といった事実を考慮すれば、あるいは行政事務機構の中核への転身をめざしていたと推察できないでもないが、その質的転換は明示的な方針として打ち出されるには至っていない。

この事実を追認するのが定量的に現実を記録した史料、つまり会計記録、の分析から得られた結果であろう。宮内府はまさに「正当な」浪費の効率的消化機関たる宮廷を支えるという性格を強く残していたと言わざるを得ない。しかし、それならば時代の方角性から見て、宮内府の存在はひたすら否定的にしか位置づけることができないのであろうか。おそらくは否である。集団の人的開放

性は新陳代謝を必要とするあらゆる組織にとって不可欠の原理であると考えられるからである。そのように考えるとき、この集団を支える構成原理は、もちろんかつての封建主従関係のそれではないが、やはりポジティブな志向性に基づき、名づけるのが困難な結合性であると思われる。

(1) 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政(1)——一四二〇年代の収入構造。マクロ的視点から——」『川村学園女子大学紀要』第9巻 第1号(1998) pp. 39-75. を参照。

(2) 「宮内府」の訳語は城戸毅『マグナ・カルタの世紀』(1980) p. 87, 同『中世イギリス財政史研究』(1984) p. 199 他、を踏襲したものである。拙論ではブルゴーニュ公の行政機構の一部を指示する固有名詞として使用する際にこの訳語を使用し、やや一般的に論じる場合は「家政機関」とした。

(3) 拙論は一九九六年第四六回日本西洋史学会の中世史部会における発表をもとにしたものである(『西洋史学』182号(1996) p. 23 参照)が、典拠とした史料を除いてほぼ原形を留めないほどに書き換えた。

(4) 原本はすべて散佚したが、同時代写本は現存している。順に ADO (= Archives Départementales de la Côte

mon de Lalain に交替。

- (15) 一月から三月は当初は David de Brimeu (seigneur de Humbercourt) を指名したが、その死後(一四二七年二月二日)に伴って Jacques de la Vieville, Seigneur de Norrant を指名。四月から六月は引き続き Jacques de la Vieville、七月から九月は Jehan de Busseul、そして十月から十一月に Jehan de Quilanc を指名。翌年一月一日以降は Guillaume du Bois の常勤はそのままとし、他三名は各々四ヶ月勤務とした。
- (16) 上の sommelier は sommier の異体、同義と解する。
- (17) 訳語としては「理髪師」の方が適当か。
- (18) この語の意味不詳。
- (19) ADN B. 1603, fol. 96V°
- (20) Huilin, G.; Guy Guilbaut, conseiller, trésorier et gouverneur-général de Toutes les Finances de Philippe le Bon, *Bulletin de la Société d'Histoire et d'Archéologie de Gand*, t. 19 (1911) p. 333 et ADN B. 1603, fol. 151.
- (21) ADN B. 1920, 1923, 1925, 1927, 1929, 1931, 1933, 1935, 1938 及び Archives de l'Elat à Courtrai, Codex 322.
- (22) G. Guilbaut の第 3 卷註。Archives de l'Elat à Courtrai, Codex 322.
- (23) この帳簿で使用される計算貨幣は一リールを四〇ンロ gros とするフランドルのそれであり、一四二七年の時
- 庭にエンペの Livre Paris 等価。Courtrai Codex 322, fol. 7V°
- (24) Courtrai Codex 322, fol. 100R°
- (25) 筆者が調べた範囲では「月初め」「月末」など特定の日に支払いが集中するところ傾向は見られなかった。
- (26) Courtrai Codex 322, fol. 43R°
- (27) これは史料論に必要ならぬ問題を含むと考えられるが、ここでは立ち入らなむ。
- (28) ADN B. 17638. 及び KANAOK, Takemi; L'Organisation et l'enregistrement des messageries du Duc de Bourgogne dans les années 1420. *Revue du Nord*, t. 76 (1994) pp. 275-298. 参照。
- (29) 自営飛脚とでも言うべき各都市の飛脚も帳簿に散見される。例えば「マントケルスの市飛脚 messenger de la ville de Dunkerke」や「Clay Witmare (ADN B. 1933, fol. 165R°)」「ロニエヌヌの飛脚 messenger de pied de Rotterdam」Gautier Pietrezone (ADN B. 1931, fol. 163R°)」「の飛脚 le messagier」などを書いた Guert (ADN B. 1933, fol. 148R°) や「飛脚 messenger de mondiseigneur」など書いた Colin Melyon (ADN B. 1933, fol. 157V°) などがある。
- (30) Courtrai Codex 322, f. 36R°

(川村学園女子大学助教授)